

Title	〔商法 四四四〕 学校法人が法科大学院新校舎建設工事のためキャンパス内に既存する建物等を解体・移築することにつき、建物等の製作に関与した米国人芸術家から著作物に関する一切の権利を承継したとする米国財団等からなされた解体・移築工事差止の仮処分申立てが却下された事例
Sub Title	
Author	諏訪野, 大(Suwano, Oki) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.7 (2004. 7) ,p.137- 159
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040728-0137">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040728-0137</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

学校法人が法科大学院新校舎建設工事のためキャンパス内に既存する建物等を解体・移築することにつき、建物等の製作に関与した米国人芸術家から著作物に関する一切の権利を承継したとする米国財団等からなされた解体・移築工事差止の仮処分申立てが却下された事例

## 〔商法 四四四〕

### 〔判示事項〕

一 著作者が死亡している場合であっても著作者人格権侵害に当たたる行為に対して、著作権法一一六条三項により遺族に代えて遺言により指定を受けた者が差止請求権を行使し得るが、本件遺言書中の記載をもって、債権者が指定を受けているとは認められず、申立ての適格がない。また、他の債権者が主張する「文化的享受権」なるものは実定法上の根拠を有さず、仮処分の被保全権利となりうるもので

はない。

二 著作権法二〇条二項二号が予定しているのは、経済的・実用的観点から必要な範囲の増改築であり、本件工事は同号にいう建築物の増改築等に該当するものであるから、著作者人格権（同一性保持権）を侵害しない。また、著作権法六〇条但書は、著作物の改変に該当する行為であっても著作者の意を害しないと認められる場合には許容されることを規定しているが、著作者の意を害しないという点は

（東京地裁平成一五年六月二一日決定  
平成一五（ヨ）二二〇三二号著作権仮処分申立事件）  
判例時報一八四〇号一〇六頁

客観的に認められることを要するものであるところ、本件工事は公共目的のために必要に応じた大きさの建物を建築するためのものであつて、著作物の現状を可能な限り復元するものであるから、著作者の意を害しないものとして、同条但書の適用を受けるものというべきである。

〔参照条文〕

著作権法二〇条一項・二項二号、六〇条但書、一一六条  
三項、民事保全法一三条

〔事実〕

X<sub>1</sub>は、一九八七年（昭和六二年）四月六日付けの最終遺言書（以下「本件遺言書」という。）によりイサム・ノグチの著作物に関する一切の権利を承継したと主張する財団である。Yは私立学校法による学校法人であり、慶應義塾大学を経営している。X<sub>2</sub>ないしX<sub>12</sub>（以下、「X<sub>2</sub>ら」という。）は、いずれも慶應義塾大学の教員である。

イサム・ノグチは、一九〇四年（明治三七年）に米国籍サンゼルスで生まれた米国籍の彫刻家であり、一九八八年（昭和六三年）二月三〇日に死亡した。

イサム・ノグチが居住していたニューヨーク州ニューヨーク郡の検認後見裁判所により検認された、被相続人イサム・ノグチの遺産の件に関する「受領、権利放棄及び資金

返還の合意書」と題する文書（以下「本件合意書」という。）において、本件遺言書二条及び四条が引用されている。

本件合意書の冒頭には、「イサム・ノグチが一九八八年二月三〇日死亡し、一九八七年四月六日付けの最終遺言書（本件遺言書）を残したものであり、本件遺言書は、一九八九年三月二八日にニューヨーク郡の検認後見裁判所によつて、その検認を行うことが適法に認められたものである。」「遺言執行状は、一九八九年三月二九日に、ニューヨーク郡の検認後見裁判所により、本件遺言書の遺言執行者であるアイザック・シャピロ、シヨウジ・サダオ及びドナルド・M・プリンケンに対して適法に付与された。」旨が各記載され、これに続いて、本件遺言書二条および四条が引用されている。

本件遺言書二条の内容は次の通りである。

「二条 A、私は、現在、日本国香川県牟礼に所在している『エナジー・ヴォイド』と題された私の彫刻について有する非分割の権利について、その二分の一ずつを、ニューヨーク州法に基づいて設立され存在する公益法人であるザ・イサム・ノグチ・ファウンデーション及び日本法に基づいて設立され存在する財団法人イサム・ノグチ日本財団

に対して、それぞれ与える。同財団法人が私の死亡時に日本国内においていまだ設立されていない場合には、私は、私の遺言執行者に、本件遺言書の第五条E項に定める方法で、同財団法人を設立するよう指示する。

B・私は、私の残余のすべての彫刻、絵画及びその他の芸術作品（本件遺言書の第五条D項の規定に基づいて、その売却を要する芸術作品を除く。）を、私が作成したか否かを問わず、また、私の一切の文章、原稿、私信、文書並びにそれらに関連する著作権を、あらゆる点において、私の残余遺産の一部として処分がされるよう指示する。」。

本件遺言書四条の内容は、次の通りである。

「四条・私の財産、遺産の一切の残余遺産及び残余権（それが物的財産権か人的財産権かのいかんにかかわらず、また、その性質及び所在地のいかんにかかわらず、本件遺言書の先行する各条項により有効に処分がなされていない財産を含み、私が指定あるいは処分を行う権限を有しているにもかかわらず、本遺言書においてこれを行使しないことを明らかにしている財産のすべてを除いたもの（これを、以下、私の「残余遺産」という。）は、ニューヨーク州法に基づいて設立され、存在する公益法人であるザ・イサム・ノグチ・ファウンデーションインクに対して、その全

般的な目的上、付与、並びに贈与する。ただし、私の死亡日において、同公益法人が(a)内国歳入法の第二〇五五条(a)に定める団体であつて、ここでの遺贈が連邦遺産税の目的上控除可能なものであること、並びに、(b)内国歳入法の第一七〇条(c)に定める団体であつて、それに対する贈与が連邦所得税法の目的上控除可能なものであることを条件とする。」

また、本件遺言書二条及び四条の引用に続き、本件合意書においては、「遺言執行者であるアイザック・シャピロ、ショウジ・サダオ及びドナルド・M・プリンケンは、ここに下記署名者（X<sub>1</sub>・引用者注）に対して、(i)「イサム・ノグチ」の名称及び商標、それらによって象徴されるグッドウィル並びに同名称及び同商標の過去の侵害に対して請求を行う一切の権利、(ii)著作権を含むがそれに限定されない、イサム・ノグチの家具デザインについての、同家具及びデザインを管理、ライセンス供与及び製作する権利並びにそれに関するロイヤリティーを受領する権利、並びに、同家具デザインの過去の侵害に対して請求を行う一切の権利を含むすべての権利についての被相続人の遺産の所有権的權益を、上記で引用した本件遺言書の二条及び四条に基づく、下記署名者に対する遺贈の（エクイティ上の）一部履行と

して、そして、下記署名者による、下記に記載する受領及び権利放棄書の署名に対する対価として分配するものである」旨の記載がされている。さらにこれに続けて、「イサム・ノグチ財団は、……遺言執行者であるアイザック・シャピロらにより、上記に掲げた権利を、二条及び四条に基づく遺贈の一部履行として受領した旨を確認し、イサム・ノグチの遺産、並びに、アイザック・シャピロらに、それぞれ個人及び遺言執行者として上記のとおり分配される財産に関して行われた措置ないし行われなかった措置に関し、イサム・ノグチ財団に対する以後の一切の債務、責任及び説明責任を免除し、免責する」旨が記載されている。

一九七六年（昭和五一年）一〇月一九日の米国著作権法においては、建築物の著作物性についての規定及び著作者人格権を認める規定は存在しなかったが、一九九〇年（平成二年）の米国著作権法の改正により、著作権の目的物に関する著作権法一〇二条(a)項につき、(7)の次に、「(8)建築物の著作物」を追加するとの改正がされ、米国著作権法上初めて、建築物に著作物性が認められた。

また、同改正により、同法一〇六条のAとして、下記のとおり、著作者人格権を認める規定が設けられた。

「(a)氏名表示及び同一性保持の権利―第一〇七条を条件と

して、視覚芸術著作物の著作者は、第一〇六条に規定する排他的権利と独立して、

(1) 以下の権利を有する。(以下省略)

(2) 自分の名誉又は声望を害するおそれのある著作物の歪曲、切除その他の改変の場合、視覚芸術著作物の著作者として自分の名前が使用されることを防止する権利を有する。

(3) (省略)

(b) (省略)

(c) (省略)

(d) 権利の存続期間

(1) 一九九〇年視覚芸術家権法第六一〇条(a)項に定める発行日以後に創作される視覚芸術著作物に関しては、本条(a)項が付与する権利は、著作者の生存期間中存続する。

(2) 以下(省略)

(e) 移転及び放棄

(1) 第(a)項が付与する権利は、移転することができないが、著作者が署名した文書をもって放棄に明示的に同意する場合には放棄することができる。

(2) (省略)

なお、視覚芸術著作物とは、米国著作権法一〇一条において、「……『視覚芸術著作物』とは、以下のいずれかを用

う。(1) 絵画、素描、版画又は彫刻であつて、一点のみ存在するもの又は著作者が署名しかつ通し番号を付した二〇〇点以下の限定版が存在するもの。(以下省略)。」と定義されている。

さらに、同法一二〇条においては、建築著作物に対する排他的権利の範囲として、「(b) 建築物の改装及び破壊―第一〇六条(2)の規定にかかわらず、建築著作物を具現した建築物の所有者は、当該建築著作物の著作者又は著作権者の同意なしに、かかる建築物を改装し又はこれを許諾することができ、また、かかる建築物を破壊し又はこれを許諾することができる。」旨規定されている。

ところで、Yは、平成一六年四月に法科大学院の開講を予定しており、現在、新萬来舎(以下、「本件建物」という)等が存する三田キャンパスの西南区域に、法科大学院等のための新校舎の建築を予定している。各大学院間相互の共同利用が可能な施設として機能する新大学院の理念実現のためには、現在Yの学術大学院が集中し、学術の総本山ともいふべき三田キャンパスにおいてしかその実現は考えられないとされたためである。

別の場所に校舎を賃借することも検討されたが、文部科学省が、大学院又は大学院の研究科を設置する場合の校舎

の基準として、(1)「申請時において、開設年度以降一〇年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合」あるいは(2)「申請時において、借用に係る経費の一〇年分に相当する額を収納している場合」に限り借用のものであつても差し支えない旨を定めており、後者の(2)に従つて、三田キャンパスの周辺で校舎を賃借する場合には、少なくとも七二億円の金額が必要となると試算されたため、Yにおいては、財政上の見地からこれを断念し、前者の(1)の条件を満たすものとして、新校舎を建設せざるを得なかつた。また、代替地を取得する案も出たが、それにも六〇億円以上の資金が必要であり、やはりYの財政上困難であつた。

Yの計画では、法科大学院部分だけでも学生六九〇名、教員五〇名程度の人数を収容するスペースが必要であり、新校舎の延床面積で五五〇〇坪程度の大きさの建物が必要であつた。三田キャンパスには、余剰敷地がほとんどなく、既存建物は、すべて学部生施設又は研究施設として利用されており、これらの一部を転用することも、新大学院において必要とされる規模からすれば不可能であつた。これに前提に新大学院検討委員会において検討した結果、三田キャンパス西南地区部分を再整備するしかないという結論に達した。

Yは、平成一四年一月、法科大学院等の新大学院開設計画に基づいて「新大学院環境整備検討委員会」を設置し、同委員会は、同年三月、現計画位置への大学院新校舎建設と「計画提案競技」の実施を答申し、債務者はこれを受け、同月二二日、計画提案競技（いわゆるコンペ）の説明会を開催し、計画、設計及び工期を通し三年間の期間、延床面積五五〇〇坪、一〇項目の配慮事項を計画案に入れることを要請した。その際、各競技者に渡された慶應義塾大学（三田）新校舎計画提案競技要綱の「計画に配慮する事項」には、「ア 三田キャンパスの歴史性と拠点性、イ 三田キャンパス再開発の起点性、……ケ 重要建造物と自然の保全と調和（野口ルームの保存を含む）……」との条件が掲げられていた。

コンペの結果、株式会社大林組の案、株式会社竹中工務店の案、大成建設株式会社の案（以下「大成案」という。）が第一次審査を通過した。そして、さらに検討したところ、新校舎一階から三階部分までの一部をピロティとして開放空間を設定し、新校舎の東側壁面を西校舎の東側壁面の位置と揃え、整合性をとって空間的なゆとりを生みだし、人の流れなどにも配慮し、本件建物跡地の緑地化により最も演説館周辺に配慮し、本件建物一階玄関南側部分に

あるイサム・ノグチのデザインによる「談話室」（以下、本件建物内の談話室の部分を指して「ノグチ・ルーム」という。）及び庭園についても、イサム・ノグチ及び本件建物の設計者である建築家谷口吉郎（明治三十七年生、昭和五四年没。以下「谷口」という。）の意図を継承し、素材に関しても可能な限り既存の素材を使用して移設するものであること等が建設コストと併せて評価された結果、同年五月大成案が採用されることとなった。Yは、大成案を基本として、新校舎のための工事を行うことを予定した（以下、「本件工事」という。）。

谷口は、我が国のモダニズム建築の開拓者であり、文化勲章も授章した。谷口は、本件建物建築以前に、慶應義塾大学三田キャンパス内に第四号館及び学生ホールを建てており、これらの建築物は昭和二四年度日本建築学会賞を受賞している。

そもそも、明治九年、三田キャンパス内において、Yの創立者である福澤諭吉により、人々が集い交流する場、あるいは、思索の場を設けることが構想され、千客萬来の意味を込めて「萬来舎」との名称を付された建物が建築された。福澤諭吉ゆかりの右萬来舎は、改築、移築を経て、第二次世界大戦中に焼失したが、昭和二六年、同キャンパス

内に、谷口の設計による第二研究室棟が建築され、同建物が、本件建物である「新萬来舎」と呼ばれるようになったものである。

本件建物は、鉄筋コンクリート造り二階建てで、教授室、事務室と共にノグチ・ルームが設けられており、福澤諭吉が創設した演説館（現在、国の重要文化財に指定されている。）の北側に隣接して建築されている。

ノグチ・ルームの室内装飾、本件建物に隣接する庭園及び庭園に置かれた「無」と題する彫刻（一九五〇年（昭和二五年）〜一九五一年（昭和二六年）製作）、「学生」と題する彫刻（一九五一年（昭和二六年）製作）及び「若い人」と題する彫刻（一九五〇年（昭和二五年）製作）の三つの彫刻は、イサム・ノグチにより製作された。

ノグチ・ルームの室内は、大型の引き戸スチールサッシにより東側キャンパスに開かれ、学生や教職員のアクセスを歓迎しつつ、西側にも同様の引き戸が配され、西側空間への視野が大きく確保されており、東西の空間特性、開放性に特徴がある。

ノグチ・ルームの床は、段差のある三つの部分に分けられ、一つは石膏の床であり、その床には造り付けの楕円形のテーブル、椅子が置かれている。また、一つは木造の床

（さくら無垢フローリング）となっており、中央に円形の形をした暖炉が置かれ、暖炉を挟んで二本の円柱があつて、これらはコンクリート木肌仕上げがされており、一本は構造柱、一本は煙突柱となっている。最上段の床は、籐の敷物の床となっており、床の間風の飾り棚がある。室内は椅子座と床座が混在するリビングルームとなっており、全体の空間構成は、曲・直の線と面からなり、直交する正方形の建築空間とは対比的となっている。

南側壁面のテラコッタイルは、イサム・ノグチがあえて線を刻んだ一種のレリーフ彫刻などがある。

イサム・ノグチは、庭園部が西側の崖上に位置することから、庭園の大地性の表現のために、西側の崖の斜面から伸びている樹木を計算して、庭園を作成した。また、庭園の南側は演説館と隣接し、同所付近の稲荷山の起伏、演説館の西側部分、その裏側にある巨樹などが庭園にいる者の視野に入ることなどを考慮して、谷口と共に苦心して設計した。

「無」と題する彫刻は、ノグチ・ルームの西側庭園のほぼ中央に設置され、ノグチ・ルーム室内から見たときに、落日の光が、彫刻に点火して石灯籠のように見えるように設置されるなど、東西の軸線を強調するように設置されてい



る。

「学生」と題する彫刻は、ノグチ・ルールの西側庭園の北寄りの場所に設置されていたが、昭和六二年に本件建物の増築に伴い、同庭園の中央寄りの場所に移設されている。建築家谷口は、雑誌「新建築」昭和二十七年二月号において、「……『第四号館』、『第五号館』、『学生ホール』の校舎が建ち、続いて『第二研究室』が新築された。……私は、この一連の建物に、意匠の一貫性を求めている。それは福沢諭吉によって創建された『演説館』（明治八年）にこもる意匠のモラルを各校舎が受けつぐことによって、『福沢精神』のルネッサンスを表現したいと念ずる建築家の構想である。これらの建物は法・文・経の大学院に使用されるものである。なので、その建物の権能に「思索の場」をも加えたいと考え、姉妹芸術の絵画や彫刻との協力を試みた。……今回の『第二研究室』においては、彫刻家野口イサム氏との協力によって、モダン・アートの彫刻と結びつきたいと考えた。野口氏は『庭園』と『彫刻』を受け持ち、私は『建築』を担当した。特に『談話室の室内』には、二人の作家的友情を心から融和させた。私は建築家として、彫刻家の造形性に対して、機能を与え、それを日本の材料と構造によって施行するために努力した。野口氏の彫刻的才能

は普通の彫刻家と異なっており、建築に対する理解が深かったために、二人の協力は予想以上に進展した。」と述べており、また、雑誌「新建築」昭和二十五年一〇月号所収の「彫刻と建築」と題する文章においては、「私が、イサム・ノグチ氏と共に、三田の丘に設計した新萬来舎の建物は、『彫刻』と『建築』の協力による思索である。イサム氏がその『庭園』と『クラブ室の内部』を設計し、私がその『建築』を設計した。しかし、二人の仕事は分離したものでなく、互いに協力し、スケッチにおいて、製図において、模型において、暑い夏の昼も夜もいろいろと熟議しあった。この建物は、慶應義塾の校舎に属する一棟であって、従って、私が設計した『五号館』、『四号館』、『学生ホール』に並ぶ建物である。私は、明治八年に福澤諭吉先生が建てられた『演説館』のスタイルを私の設計のテーマとして、それによって、三田キャンパスの丘の上に『造形交響曲』を夢想しているが、新萬来舎もそのシンフォニーの一章にしたいと思っている。」と述べている。また、イサム・ノグチは、雑誌「新建築」昭和二十七年二月号の中で、「一つの室と庭とが、私の提供できる最良の表現であろうと思われました。……この計画が、新しい第二研究室の建物の中にそれと一体となつてつくられる場所を見出し得たのは最も

幸せでした。視界は西に向かつてひらけ、沈んで行く太陽が、私の彫刻『無』をシルエットにして浮き出させ、天上からの光で点火してそれを石灯籠のようにします。碧空に向かつて聳える鉄の彫刻『学生』は、抱負あふれる学生諸君への私からの捧げものです。」と述べている。

本件建物が竣工した昭和二十六年当時、慶應義塾大学の三田キャンパスは、本件建物を含め、低層の建築物で中庭を広く囲む構成であった。しかし、昭和三四年に西校舎、南校舎という大型の校舎が建設され、昭和五〇年代後半以降には、新図書館及び大学院棟といった高層建築が各々建設されていき、三田キャンパス内の景観は大きく変化した。

イサム・ノグチ製作に係る「若い人」及び「学生」と題する二体の彫刻についても、大学院棟の建設や本件建物の増築に伴い、本件建物竣工当時の設置場所から移設され、現在の位置に設置されている。

本件工事においては、本件建物及び庭園部分はいったん解体され、新校舎内の三階屋上部分に、ノグチ・ルームを含む本件建物の一部を再現し、庭園及び彫刻も同様に移設し、物理的に可能な限り、現状を復元することを目指している。すなわち、ノグチ・ルームのある本件建物一階部分だけでなく、ノグチ・ルーム上部の本件建物階部分を含め

て建物を復元し、新校舎のうちノグチ・ルーム部分が設置されることになる建物部分は、建物の方位を現状と同一とする。また、庭園部分は本件建物建設当時の状況を屋上庭園で再現し、西側庭園へのテラス部分にある藤棚も移築保存し、ノグチ・ルーム西側に広がる庭園部分とノグチ・ルームの位置関係を変更しないよう、現状と同じく西窓側に西側庭園部分が広がるようにする。西側庭園にある「無」と題する彫刻は、現状どおり、ノグチ・ルーム西側庭園の中央に設置し、ノグチ・ルームとの位置関係を重視した現状の配置を忠実に再現する。「学生」と題する彫刻については、当初イサム・ノグチが設置した位置と現在置かれている位置が異なるため、新たな設置場所を検討中である。さらに、ノグチ・ルームのある一階から二階にかけてのらせん階段を移築保存し、ノグチ・ルームの室内装飾についても、使用している部材をできる限りそのまま移設することとする（ただし、床板と壁の一部及び窓のフレームは、既に痛んでいるため、移設に伴い新しい部材と取り替える予定となっている）。

一方、平成一四年八月、慶應義塾大学文学部教授を座長とする「ノグチ・ルーム保存ワーキンググループ」（以下、単に「保存ワーキンググループ」ともいう。）が発足し、

保存ワーキンググループは、同年一二月にかけて、合計八回、三〇人の専門家へのヒアリングを行い、債務者が実行しようとしている大成案に盛り込まれた「ノグチ・ルーム移設」に疑問を投げかけ、「新萬来舎」、「ノグチ・ルーム」の重要部分の現状保存のための再検討を求める記述を含む詳細なレポート「ノグチ・ルーム保存WGによる活動報告」ならびに答申（平成一四年一二月一二日付け）をYに提出した。また、「新萬来舎／ノグチ・ルーム」の保存運動が国際的な広がりをもち、平成一五年一月には、X<sub>1</sub>、アジア・カルチュラル・カウンシル及びウォーカー・アート・センターの連合による「新萬来舎保存のための国際委員会」による保存要望書がYに提出されるなどした。

Yは、保存ワーキンググループ等の答申を受け、当初はノグチ・ルームの一階部分だけを新校舎三階に移す予定であったのを、谷口とのコラボレーションをより多く残すため、二階部分も含めて移設し、一階と二階を結ばせん階段を維持し、また、ノグチ・ルームの位置方向は、庭園内の彫刻と太陽の動きなどを介して関連づけられていることを重視し、その意図を継承するために、庭園の藤棚、彫刻とともにノグチ・ルームの方向位置関係についても、これを維持することとした。さらに、ノグチが「太陽によって

灯籠が点火される。」と語っていたという、彫刻「無」の円相の中に西方の落日が浮かび上がるというモチーフを重視して、同彫刻を製作時の方位を保つ位置に設置し、ノグチ・ルームの室内デザインについても、選定した素材を極力継承し、既存の内装材・家具についても、移設可能なものは極力移設し、移設困難なものについては、調査の上、専門家に検討してもらうなどとして、当初の大成案を変更した。このような変更を加えた結果が、本件工事の内容となっている。

なお、X<sub>2</sub>らの提案に係る本件建物を取り壊さずに現状保存したまま、その後（西側部分）に新校舎を建設するという案も検討されたが、敷地面積が減少し、隣地への日陰規制の関係上、建設できる新校舎の延床面積が二四〇〇平方メートル減少するという難点があり、その他の案についても、大幅な設計変更を余儀なくされ、工期の点から採用は困難であった。

X<sub>1</sub>は、イサム・ノグチの死後、同人の著作物に関する一切の権利を承継したとして、債務者の行為はイサム・ノグチの著作人格権（同一性保持権）を侵害するものであると主張し、またX<sub>2</sub>らは、世界的文化財の同一性を享受することを内容とする文化的享受権を有するなどとし、債務者

の行為は同権利を侵害するものであるなどと主張して、債務者に対し、新萬来舎（第二研究室）と称されている建物、イサム・ノグチ作の「無」、「学生」と題する彫刻二点及び庭園を解体・移設する工事をしてはならないこと（主位的申立て）、および「ノグチ・ルーム」と称する室内造作、「庭園」および「無」、「学生」と題する彫刻二点をそれぞれ解体・移設または移動する工事をしてはならないこと（予備的申立て）を申し立てた。

## 〔判旨〕

申立却下。

争点①本件申立ての適格について

「X」は、著作人格権が移転したかという点と移転した権利をこれを行使できるかどうかという点は別個の問題であるとし、前者の問題は遺贈の効力の問題として米国法を準拠法として判断されるべきであり、他方、著作権の行使については日本法を基準に判断すべきものであるなどと主張する。

しかし、本件において、X<sub>1</sub>は、我が国の著作権法上の著作人格権（同一性保持権）の行使として、債務者に対して本件工事の差止め等を求めているものであるところ、上記のとおり、我が国の著作権法においては、著作人格権

は、一身専属の権利であって、著作者が死亡した場合には、相続財産に含まれず、遺族のうち同法の定める者又は遺言により指定を受けた者がこれを行使し得るものとされているのであるから、本件においては、イサム・ノグチの本件遺言書中の記載をもって、我が国著作権法一一六条三項にいう「指定」と解することができるかどうかを、我が国の著作権法に従って検討する必要があるか、かつ、その検討をもって足りるものである。この点を離れて、本件遺言書の効力を論ずることは不要であり、本件遺言書によりイサム・ノグチの相続財産がX<sub>1</sub>に有効に承継されたかどうかを判断する必要はない。」

「本件遺言書二条及び四条には、イサム・ノグチが我が国の著作権法一一六条三項にいう『指定』を行使することを明示的に示す文言は存在しない。

この点に関して、X<sub>1</sub>は、本件遺言書四条中の『real and personal』の『personal』（すなわち『personal property』）に著作人格権が含まれる旨を主張し、これをもって、自己の権利行使の根拠とする。

なるほど……『personal property』の語は、元来、人的訴訟（『personal action』）によって救済を受ける財産権一般を指すもので、動産に限定されるのではなく、広

く債権や無体財産権をも含むものであるが、このように『personal property』の概念が広範なものであることからすれば、単に本件遺言書中に『personal property』の語が記載されていることをもって、イサム・ノグチにより著作人人格権の行使者の指定があったと認めることはできない。」

「本件遺言書において、我が国の著作権法一一六条三項にいう『指定』がされたことを明示的に示す文言は存在しないが、『指定』を明示的に示す文言が存在しないとしても、本件遺言書を全体としてみたときに、イサム・ノグチが、自己の著作物の死後における改変に対する対応を遺贈の相手方に委ねた意思が読みとれるときには、それをもって同項にいう『指定』があったものと認めることができる。」

そこで、本件遺言書を全体としてみたときに、イサム・ノグチが、自己の死後における本件建物、ノグチ・ルーム、庭園及び彫刻の改変に対する対応をX<sub>1</sub>に対して委ねた意思が読みとれるかどうかを、検討する。

たしかに、前記のような本件遺言書四条の内容に照らせば、その内容の骨子は、『イサム・ノグチは、すべての財産、残余遺産をX<sub>1</sub>に付与、贈与する。』というものであるから、このことだけみれば、イサム・ノグチに関わる一切

の権利について、X<sub>1</sub>が承継したという解釈が、一見可能なように見える。

しかしながら、他方、同条には、『私が指定あるいは処分を行う権限を有しているにもかかわらず、本遺言書においてこれを行使用しないことを明らかにしている財産のすべてを除いたもの』がイサム・ノグチの『残余遺産』として、イサム・ノグチ財団に付与されると明確に述べられている以上、本件遺言書全体の条項から、残余遺産に何が含まれるかを確定しなければ、そもそも本件建物、ノグチ・ルーム、庭園及び彫刻に関する著作権がX<sub>1</sub>に遺贈されたのかどうかが明らかではなく、死後におけるこれらの作品の改変に対するイサム・ノグチの意図を推認することも、困難である。

ところが、前述のとおり、X<sub>1</sub>は、本件遺言書自体を疎明資料として提出せず、本件遺言書二条及び四条が引用されている本件合意書を提出するにすぎない。そうすると、本件において、X<sub>1</sub>から提出された疎明資料によっては、いまだ残余財産の範囲を確定することができず、そもそも本件建物、ノグチ・ルーム、庭園及び彫刻に関する何らかの権利が本件遺言書によって遺贈されたことの疎明があったということも、できない。」

「X<sub>3</sub>がイサム・ノグチ財団宛に提出した質問状……:…:における『本件遺言書作成後に、実際に exclude されたものがあるでしょうか。』という問いに対し、同財団理事長から債権者Aにフアクシミリで送信された回答書であるが、同回答書は、『除外 exclusion』は行われませんでした。なぜならば、イサム・ノグチが指定する権限を持った財産は存在しなかったからです。」と述べるものであって、イサム・ノグチが本件遺言書作成後に何ら除外を行っていないことをいうだけの内容であり、イサム・ノグチが本件遺言書において権限を行使しないことを明らかにしている財産が存在したのかどうかについては、全く触れられていない。したがって、……:…:本件遺言書に記載された、イサム・ノグチのいう『残余遺産』に何が含まれるのかは、確定できない。」

「イサム・ノグチが本件遺言書を作成した当時には、米国著作権法上、我が国の著作者人格権に相当する規定は存せず（なお、この点、債権者は……:…:同一性保持の権利については、当時の米国著作権法一〇六条(2)及び不正競争防止法の不正表示禁止等により、著作者人格権と同様の保護を与えられていたとするが、米国著作権法の上記規定という二次的著作物の作成権限は著作権の内容そのものであり、同

規定をもって、著作者人格権に属する同一性保持権が規定されていたとみることはできない。)、当時の米国著作権法が、著作者の人格的な権利というよりも、その経済的な権利の保護のために制定されていたと解釈されることからすれば、そもそも、イサム・ノグチが自己の死後における著作者人格権の行使、同一性保持権の行使を念頭において、本件遺言書を作成したと認めるのも困難というべきである。」

「X<sub>2</sub>らの主張する上記の『文化的享受権』なるものは実定法上の根拠を持たないものであり、また、X<sub>2</sub>らの主張をみても、どのような理由によりX<sub>2</sub>らがそのような法的請求権を有するのかは明らかでない。

上記によれば、X<sub>2</sub>らの主張する上記の『文化的享受権』なるものは、そもそも法的な権利として認められるものではなく、本件において申し立てられている仮処分の被保全権利となり得るものではない。」

「X<sub>2</sub>らは、……:…:Yが、本件工事を進めるに当たって、評議員会の決議を経なかったことは違法であるから、X<sub>2</sub>らはそのような違法行為を差し止める権利を有する旨主張している。

しかし、Yにおける特定の施策に関する意思決定におい

て内部的な手続規程が遵守されていない場合に、教員であるX<sub>2</sub>らが直接当該施策の執行を差し止めることができるという点については、何ら実定法上の根拠に基づくものではなく、X<sub>2</sub>らの主張をみても、どのような理由によりX<sub>2</sub>らがそのような法的請求権を有するのかは明らかでないから、X<sub>2</sub>らの主張は採用できない(なお、……Yが平成一五年五月二八日に評議会を開催し、本件工事の実施についての議決を経たことが認められる。)

争点(2)同一性保持権侵害の有無について

「谷口とイサム・ノグチは、ノグチ・ルームを含む本件建物、庭園及び彫刻の製作について、これを両者による共同作業と位置付けているものであるところ、……ノグチ・ルームは、本件建物を特徴付ける部分であって、本件建物の正面を構成する重要な部分である一階南側部分を占め、西側庭園に直接面して、庭園と調和的な関係に立つことを目指してその構造を決定されている上、本件建物は元来その一部がノグチ・ルームとなることを予定して基本的な設計等がされたものであって、柱の数、様式等の建物の基本的な構造部分も、ノグチ・ルーム内のデザイン内容とされているものである。……事情を総合すると、ノグチ・ルームを含めた本件建物全体が一体としての著作物であり、また、

庭園は本件建物と一体となるものとして設計され、本件建物と有機的に一体となっているものと評価することができる。したがって、ノグチ・ルームを含めた本件建物全体と庭園は一体として、一個の建築の著作物を構成するものと認めるのが相当である。

彫刻については、庭園全体の構成のみならず本件建物におけるノグチ・ルームの構造が庭園に設置される彫刻の位置、形状を考慮した上で、設計されているものであるから、谷口及びイサム・ノグチが設置した場所に位置している限りにおいては、庭園の構成要素の一部として上記の一個の建築の著作物を構成するものであるが、同時に、独立して鑑賞する対象ともなり得るものとして、それ自体が独立した美術の著作物でもあると認めることができる。」

「ノグチ・ルームについてみると、ノグチ・ルームの東側についての空間的特性が失われること、一般的に鉄筋コンクリートの建築物はいったん解体してしまうと復元が難しいとされており、本件建物の壁面と一体となっているテラコッタタイルの復元は困難であることなどにかんがみれば、本件工事により、ノグチ・ルームにつき、製作者の意図した特徴が一部損なわれる結果を生じるといわざるを得ない。」

「本件工事においては、『無』と題する彫刻はノグチ・ルームとの位置関係を含めて、彫刻の設置位置、向き等につき現状をそのまま復元することとされているから、同彫刻の移設のみによって庭園全体の改変につながるものではない。『学生』と題する彫刻は、現状において、既にイサム・ノグチが当初設置した場所から移設され、イサム・ノグチが意図した位置に所在しなくなっているものであるから、本件工事により、同彫刻が移設されることが、庭園全体の改変につながる余地はない。」

「しかし、庭園全体についてみると、本件庭園は、イサム・ノグチが、庭園部が西側崖上に位置することから、庭園の大地性の表現のために、西側の崖の斜面から伸びている樹木を計算に入れ、庭園の南側がすぐに演説館と隣接しており、稲荷山の起伏、演説館の西部分、その裏側にある巨樹などが庭園にいる者の視野に入ることなどを考慮して、谷口と共に設計したものである。本件工事においては、庭園は、全体として、ノグチ・ルームとの位置関係を含めて現状を復元する形で移築されるものではあるが、前記のような、周囲の土地の形状等をも考慮に入れた上での製作者の意図は、本件工事の施工により失われてしまうことになり、したがって、庭園については、本件工事により、製作

者の意図した特徴が損なわれる結果を生じるものである。」  
 「彫刻については、これを庭園の構成要素として考慮するほか、独立した美術の著作物としても考慮することが可能であるが、独立した美術の著作物としての彫刻においては、製作者の意図は当該彫刻の形状・構造等によって表現されているものであるから、展示される場所のいかんによって、製作者の意図が見る者に十分に伝わらないということはない。したがって、独立の著作物としての前記各彫刻は、本件工事により改変されるものではない。」

「本件工事は、ノグチ・ルーム及び『無』と題する彫刻を含めた庭園の現状をできる限り維持した形でこれを移設しようとするものであるが、本件建物全体についてその形状が改変されるのはもちろんのこと、本件建物を特徴付ける部分であるノグチ・ルームについて製作者の意図する特徴を一部損なう結果を生じ、庭園についても周囲の土地の形状等をも考慮に入れた上での製作者の意図が失われるものであるから、ノグチ・ルームを含めた本件建物全体と『無』と題する彫刻を含めた庭園とが一体となった建築の著作物が、本件工事により改変され、著作物としての同一性を損なわれる結果となるといわざるを得ない。」  
 「著作権法二〇条二項二号は、建築物については、鑑賞の



目的というよりも、むしろこれを住居、宿泊場所、営業所、学舎、官公署等として現実に使用することを目的として製作されるものであることから、その所有者の経済的利用権と著作者の権利を調整する観点から、著作物自体の社会的性質に由来する制約として、一定の範囲で著作者の権利を制限し、改変を許容することとしたものである。これに照らせば、同号の予定しているのは、経済的・実用的観点から必要な範囲の増改築であって、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変や必要な範囲を超えた改変が、同号の規定により許容されるものではないというべきである。

これを本件についてみると、上記のとおり、本件工事は、法科大学院開設という公共目的のために、予定学生数等から算出した必要な敷地面積の新校舎を大学敷地内という限られたスペースのなかに建設するためのものであり、しかも、できる限り製作者たるイサム・ノグチ及び谷口の意図を保存するため、法科大学院開設予定時期が間近に迫るなか、保存ワーキンググループの意見を探り入れるなどして最終案を決定したものであって、その内容は、ノグチ・ルームを含む本件建物と庭園をいったん解体した上で移設するものではあるが、可能な限り現状に近い形で復元するものである。これらの点に照らせば、本件工事は、著作権法

二〇条二項二号にいう建築物の増改築等に該当するものであるから、イサム・ノグチの著作人人格権（同一性保持権）を侵害するものではない（仮に、イサム・ノグチの著作物として、上記のような本件建物全体と庭園とを一体としてとらえた建築の著作物ではなく、債権者らの予備的申立てにいうように、本件建物のうちノグチ・ルーム部分と庭園を問題とした場合であっても、ノグチ・ルームは建築物の一部分として著作権法二〇条二項二号の適用を受け、庭園もその性質上、同号の規定が類推適用されるものと解するのが相当であるから、上記の結論は変わらない。）。

「著作権法六〇条但書は、著作物の改変に該当する行為であっても、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が著作者の意を害しないと認められる場合には、許容されることを規定している。

そして、著作者の意を害しないという点は、上記の各点に照らして客観的に認められることを要するものであるところ、本件においては、上記のとおり、本件工事は、公共目的のために必要に応じた大ききの建物を建築するためのものであって、しかも、その方法においても、著作物の現状を可能な限り復元するものであるから、著作者の意を害しないものとして、同条但書の適用を受けるものというべ

きである。

したがって、仮に本件工事について著作権法二〇条二項二号が適用されないとしても、同法六〇条但書の適用により、本件工事は許容されるというべきである。」

### 〔研究〕

結論賛成。理論構成の一部に疑問。

一 本件は、Yが新校舎を建設するに当たり、建築家吉郎（故人）と彫刻家イサム・ノグチ（故人）が共同設計したという本件建物を解体し、本件建物の一部、イサム・ノグチ製作に係る本件建物に隣接する庭園及び庭園に設置された彫刻二点を、新校舎三階部分に移設する工事を実施しようとしていることに對して、X<sub>1</sub>は、イサム・ノグチの著作物に関する一切の権利を承継したとして、Yの行為はイサム・ノグチの著作人格権（同一性保持権）を侵害するものであると主張し、また、X<sub>2</sub>らは世界的文化財の同一性を享受することを内容とする文化的享受権を有するなどとし、Yの行為は同権利を侵害するものであるなどと主張して、いずれもYに對し、本件建物等の解体、移設工事の差止めを求めた事案である。

なお、主位的申立ては、ノグチ・ルームと称される部分を含む本件建物全体と「無」、「学生」と題する彫刻二点及

び庭園の全体が、一体としてイサム・ノグチの著作に係る著作物ないし谷口との共同著作物であるとの前提で、これらに對する工事の差止めを求めるものであり、予備的申立ては、本件建物のうちノグチ・ルームと称される部分と「無」、「学生」と題する彫刻二点及び庭園が、それぞれイサム・ノグチの著作物であるとの前提で、これらに對する工事の差止めを求めるものである。

建築の著作物の解体・改築に對する差止請求が問題となることはこれまでほとんどなく、その点について判断を示した本判決は注目し値するものである。

### 二 争点(1)本件申立ての適格について

民事保全法一三条一項は「保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならぬ。」とし、同条二項は「保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならない。」と定める。財産権たる著作権（著作権法二二条以下）と異なり、著作人格権は著作者の一身に専属し、譲渡不可能であり（著作権法五九条）、相続の対象となるものでない。本件で問題となっている建物、彫刻および庭園の設計等をしたイサム・ノグチは一九八八年に死亡しており、それに伴い同一性保持権（著作権

法二〇条)を含む著作者人格権は消滅しているのであって(著作権法六〇条参照)、同一性保持権自体は「保全すべき権利」とはなりえない。ただし、著作権法一一六条一項は著作者の死後であっても、その遺族には著作者人格権侵害行為をする者等に対し差止請求しうると定め、さらに同条三項では著作者が遺言により遺族に代えて差止請求をなしうる者を指定することができる<sup>1)</sup>と定めている。したがって、X<sub>1</sub>については、著作権法一一六条三項という「指定」がなされているかどうかという権利関係の疎明が焦点となる。

本件遺言書には著作権法一一六条三項という「指定」を明示する文言はない。この点につき、X<sub>1</sub>は著作者人格権が移転したかという点と移転した権利を行使できるかという点は別個のものであり、前者は遺贈の効力の問題として米国法を準拠法に、後者は日本法を基準に判断すべきとの主張をなした。それに対して、決定は、「我が国の著作権法においては、著作者人格権は、一身専属の権利であって、著作者が死亡した場合には、相続財産に含まれず、遺族のうち同法の定める者又は遺言により指定を受けた者がこれ行使し得るものとされているのであるから、本件においては、イサム・ノクチの本件遺言書中の記載をもって、我が国著作権法一一六条三項という『指定』と解することが

できるかどうかを、我が国の著作権法に従って検討する必要がある、かつ、その検討をもって足りる」と述べる。移転不可能な同一性保持権について移転を問題にする余地はなく、また、米国法において建築の著作物に同一性保持権は認められておらず、著作者の死後に差止請求を行うには日本法に基づくほかはない。この点、決定に賛成する。

決定は、「personal property」の語の概念が広範であることをもって、著作者人格権の行使者の指定があつたとは認められないとする。

property は「財産、財産権、所有権」と訳され、物としての財産、または物に対する使用・収益・処分等の権利としての財産権をいい、狭義では所有権を指す。英米法上、property は 'real property (物的財産) と personal property (人的財産) とに分類され、前者は、わが国の不動産にほぼ匹敵するが、歴史的な理由により、不動産賃借権 (lease) は後者に分類される。さらに、後者は chattel (動産) と intangible property (無形財産) — 預金・株式・社債・公債等や各種無体財産権のほか一般債権も含まれる — とに分類される(田中英夫編『英米法辞典』六七五頁)。Personal Property は「人的財産(権)・動産」と訳され、元来は、personal action (人的訴訟) によって

救済を受ける財産権をさし、物自体の取戻しを認める real action (物的訴訟) によって救済を受ける real property (物的財産権) 以外の財産をいう。この概念は広く、chattel personal (不動産に関係しない人的財産) のほか chattel real (不動産に関する人的財産) を含み、前者は movable (動産) である有体物をいう corporeal personal property と chose in action (債権) および incorporeal personal property (無体財産) とに分かれるが、このうちとくに動産のみをさすこともある (田中編・前掲六三六頁)。

以上のことから、米国法における property は、わが国における財産権および財産権の対象となる財産とほぼ同じ意義を有するものであり、権利の内容による分類において財産権と区別されるべき人格権を含む概念と見ることはできない。すなわち、property が personal なものであろうと real なものであろうと、著作人格権が property の語に含まれる権利であることはできない。

決定は「personal property」の語の概念が広範であることをもって著作人格権の行使者の指定があったとは認められないとするが、指定の存否を判断する以前に、著作人格権は「personal property」に含まれないことを明

らかにすれば足りるように思われる。

また、決定は、本件遺言書に記載された「残余遺産 (residue)」に何が含まれるかが確定できないことも「指定」のない理由にする。残余遺産 (residue) とは、財産全体から、これに対して有効に主張されうる債権・費用・権利・利益などを弁済・満足させた後に残るものをいう (田中編・前掲七二六頁)。この点も右に述べたのと同じように、「residue」に著作人格権が含まれないことから、指定の存否を判断する以前の問題と解される。

加えて、決定は、本件遺言書作成時に、米国著作権法上、わが国の著作人格権に相当する規定がなく、イサム・ノグチが自己の死後における同一性保持権の行使を念頭において本件遺言書を作成したと認めるのが困難であるとして、その点も「指定」のない理由としている。

ただし、わが国の著作権法により保護を受けるものを定める著作権法六条一号には、日本国民の著作物が挙げられていることに注意を要する。日本国民の著作物については、共同著作物の著作者の一人が日本人であれば、一号にいう日本国民の著作物とされ、当該著作物の著作者である他の者がたとえ日本と条約関係のない国の国民であっても保護を受けることとなる (加戸守行『著作権法逐条講義四訂新

版」(八八頁)。本件建物はイサム・ノグチと谷口との共同著作物であり、谷口が日本国民であるため、本件建物はわが国の著作権法による保護を受ける。著作権法六条において著作物が「この法律によつて保護を受ける」ということは、著作物の著作者について著作者人格権を認めるということ及び著作権を付与することを意味し、著作者人格権と著作権の二つの権利が働くというのがこの法律による保護を受けるという趣旨である(加戸・前掲八七頁)。それゆえ、当時、米国著作権法に規定のない建築の著作物に関しても同一性保持権はイサム・ノグチの生存中に付与されていたこととなる(ただし、著作権法一一六条三項の「指定」がなされていないという結論に影響はない)。

以上より、本件遺言書二条および四条を全体としてみたときにも著作権法一一六条三項にいう「指定」がX<sub>1</sub>に対してなされたことと読みとることはできない。したがって、X<sub>1</sub>の権利関係の疎明がなされているとは言えず、X<sub>1</sub>の申立てを却下した本決定の結論に賛成する。

他方、X<sub>2</sub>らが被保全権利であると主張する「同一性を享受することを内容とする文化的享受権」なるものについては、決定の述べる通り、実定法上の根拠を持たないものであり、どのような理由によりX<sub>2</sub>らがそのような法的請求

権を有するのかは明らかでない。そもそも法的な権利として認められているものではなく、本件において申し立てられている仮処分<sup>2</sup>の被保全権利となり得るものではない。また、X<sub>2</sub>らは、Yが、本件工事を進めるに当たって、Y内部の機関である評議員会の決議を経なかったことは違法であるから、X<sub>2</sub>らはそのような違法行為を差し止める権利を有する旨主張している。しかし、この点も、決定が述べる通り、Yにおける特定の施策に関する意思決定において内部的な手続規程が遵守されていない場合に、教員であるX<sub>2</sub>らが直接当該施策の執行を差し止めることができるという点については、何ら実定法上の根拠に基づくものではなく、X<sub>2</sub>らの主張をみても、どのような理由により債権者教員らがそのような法的請求権を有するのかは明らかでない。さらには、Yは平成一五年五月二八日に評議會を開催し、本件工事の実施についての議決を経たことが認められるのであり、X<sub>2</sub>らが本件申立ての適格がないとした本決定は妥当である。

### 三 争点(2)同一性保持権侵害の有無について

決定は傍論として同一性保持権侵害の有無についても判断を示した。

著作権法は「思想又は感情を創作的に表現したものであ

つて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とし（二条一項一号）、その例示において「建築の著作物」を掲げている（二〇条一項五号）。同じく例示されている美術の著作物（同三号）の場合は、子供の稚拙な絵であっても、子供は子供なりの知的活動の所産として創作的にできあがったものであれば、著作物として保護されるが、建築の著作物の場合は、建物が建っただけではならず、建築家の文化的精神性が見る人に感得されるようなもの、例えば宮殿・凱旋門などの歴史的建築物に代表されるような知的活動によって創作された建築芸術と評価できるようなものでなければならぬとされている。庭園等については、建築物の一部を構成しているものであつては、建築の著作物と一体性があるとされる場合もあり、また独立した庭園等についてもそれ自体が美術性を備えているかという観点から判断されるという（加戸・前掲二二頁）。

本件建物は谷口が「演説館」のスタイルを設計テーマとして「五号館」、「四号館」、「学生ホール」との意匠の一貫性を求めて設計されたものである。たしかに、谷口が「建築」を、イサム・ノグチが「彫刻」、「庭園」をそれぞれ担当したが、スケッチ、製図、模型の諸段階において互いに協力しながら作業を進め、ノグチルームが西側庭園に直接

面して庭園と調和的な関係に立つことを目指して本件建物の構造が決定されている上、柱の数・様式等の建物の基本的な構造部分もノグチルーム内のデザイン内容とされていることや庭園本件建物と一体となるものとして設計されており、そこには両者の文化的精神性が見る人に感得されると解される。したがって、本件建物全体が一体としての著作物であり、また、本件建物全体と庭園は一体として一個の建築の著作物を構成するとして本決定は妥当である。なお、彫刻につき独立して著作物性を認められた点が妥当であることは言うまでもない。

改変の有無については、決定の述べる通り、本件工事が現状をできる限り維持した形で移設しようとするものであるが、本件建物全体についてその形状が改変されるのはもちろんのこと、本件建物の特徴付けるノグチルームについて製作者の意図する特徴を一部損なう結果を生じ、庭園についても周囲の土地の形状等を考慮に入れた上での製作者の意図が失われるものであるから、著作物としての同一性を損なうことになると言わざるを得ない。

そこで本件工事が同一性保持権を制限する規定に該当するかどうか焦点となる。

決定は著作権法二〇条二項二号についてまず判断を行う。

同号は「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」は同一性保持権を定めた同条一項を適用しないと定めている。建築物というのは、建築芸術が主眼で造られたものというよりも、主として人間が住まいあるいは使うという実用的な見地から造られたものが多いため、そのような経済的・実用的な見地から効用の増大を図る結果として建築著作物の改変は許されるとしたものである（加戸・前掲一七四頁）。

しかしながら、本件工事について同号を適用することは疑問である。同号は同一性保持権が現存すること、すなわち著作物が死亡・解散していないことを前提に、その改変がたとえ著作者の意に反しているとしても同一性保持権の適用がないとするものである。それゆえ、著作権法二〇条二項各号は、真にやむを得ないと認められる改変を必要最小限度において許容しようとするものであり、極めて厳格に解釈運用されるべきであって、拡大解釈されることのないよう注意を要するとされている（加戸・前掲一七三頁）。本件事案については、すでに著作物が死亡しており、同一性保持権は消滅している。したがって、著作物の死後における人格的利益の保護を定める著作権法六〇条但書について第一義的に判断すべきであり、また、それで足りると解

され、著作権法二〇条二項二号について判断する必要はないと思われる。

著作権法六〇条但書は「その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を書きしないと認められる場合は、この限りでない。」と定める。「著作者の意を書きしないと認められる場合」とは、行為者が主観的に認めた場合ではなくて、客観的に認められる場合である（加戸・前掲三六〇頁）。

Yは三田キャンパスのほかには日吉、信濃町、藤沢にもキャンパスを有するが、他の研究科との人事交流を念頭におき、各大学院相互の共同利用が可能な施設として機能する法科大学院の理念実現のためには、現在Yの芸術大学院が集中する三田キャンパス以外に設置場所が考えられないこと、その一方、三田キャンパスには余剰敷地がほとんどなく、法科大学院において必要とされる延床面積五五〇〇坪という規模からすれば、すでに学部生施設または研究施設として利用されている既存建物の転用が不可能であること、また、別の場所での校舍賃借および代替地取得の場合には六〇億円から七〇億円の資金が必要であり、Yの財政上困難であること、その上で本件建物等を可能な限り復元しようとしていることに鑑みれば、「著作者の意を書きしない」

と客観的に認められよう。

四 以上から、Yが法科大学院新校舎建設工事のためキャンパス内に既存する建物等を解体・移築することにつき、X<sub>1</sub>およびX<sub>2</sub>らからなされた解体・移築工事差止の仮処分申立てを却下した決定の結論に賛成する。

なお、仮にイサム・ノグチの遺族が著作権法一一六条一項に基づいて差止請求をしても、本件工事は同法六〇条但書にいう「著作者の意を害しない」改変には変わりなく、結論は異ならない。

また、同一性保持権侵害が問題となる際には、財産権である変形権（著作権法二七条）の侵害も俎上に載せられることが多い。しかしながら、建築の著作物については、建築による複製又はその複製物の譲渡による公衆への提供をすることができるのであって（著作権法四六条二号）、変形権は問題とならない。

諏訪野 大